

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人双葉児童園（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

附則この規定は、平成29年4月1日より施行する。